

令和 7 年度

上下水道資材等価格調査業務委託仕様書

大分市上下水道局 総務課

1. 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、「令和7年度上下水道資材等価格調査業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

1. 2 目的

本業務は、大分市上下水道局（以下「委託者」という。）の工事積算に用いる資材価格及び施工単価について、実勢市場取引価格を調査し、設計単価表の基礎資料を作成するために行うものである。

1. 3 業務担当課

大分市上下水道局 総務課 契約監理室

1. 4 疑義

本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき場合又は疑義を生じた場合は、契約書によるほか、委託者と受託者協議のうえ決定するものとする。

1. 5 遵守すべき法令等

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令等を遵守すること。

1. 6 計画準備

受託者は、本業務の実施に先立ち、次の事項について委託者と協議を行い、その内容が分かるものを提出し、承諾を得ること。

- ・ 業務計画書（業務概要、実施方針、業務工程等）
- ・ 業務体制
- ・ 連絡方法
- ・ その他、業務遂行のうえで必要となるもの

1. 7 業務管理

受託者は、業務計画において、計画・時期・方法・業務体制・使用機器等の詳細を明確に示し、かつ適切な業務管理を行うこと。

1. 8 再委託

受注者は、次の各号に掲げるものを再委託することはできない。

- 1) 調査計画の策定
- 2) 面接調査
- 3) 電話調査
- 4) 書面調査
- 5) 審査
- 6) 調査価格の設定

受託者は、前項に規定する業務以外の再委託にあたっては、委託者の承諾を得なければならない。

1. 9 打合せ

打合せは、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時とするが、調査職員又は受託者が必要と認めたときは中間打合せの回数を増やすものとする。

1. 10 履行報告

受注者は、業務の履行にあたり、履行状況報告を作成し、調査職員に提出するものとする。提出時期については、調査職員と協議のうえ業務計画書において策定すること。

1. 10 その他

本仕様書等は、本業務に必要な諸元及び資料のうち主要な事項のみを示したものであるから、これらに記載していない事項についても、技術上必要と認められるものについては、責任をもって充足しなければならない。

受託者は本業務に関するすべての事項について機密を厳守し、他に漏らしたり転用してはならない。

2. 業務内容

2. 1 業務内容

本業務の内容は、調査対象資材一覧表のとおりとするが、この数量に変更が生じた場合は契約変更の対象とする。また、追加調査の必要が生じた場合は、委託者、受託者で協議を行い、調査が可能である場合は、品目を追加するとともに契約変更の対象とする。

(1) 調査対象地域	大分市内一円
(2) 業務計画	本業務の業務計画書については、設計業務等共通仕様書（第1編 共通編）第1113条第2項に示すほか、下記事項を記載するものとする。 ・ 守秘すべき企業情報等の管理体制 ・ 取引価格の信頼性、妥当性を確保するための調査体制、調査方法 ・ 調査結果の審査体制、審査方法、価格検証方法及び照査体制
(3) 調査資材	別紙調査品目一覧表のとおり
(4) 調査要件	1) 調査価格 調査する価格は、原則として大分市内の民間企業（工事業者等）に販売される「大口価格」とする。なお、取引実績が少なく実勢価格の決定が困難なものについては、同資材の周辺価格、流通の形態、経済動向等を十分調査のうえ、厳正に決定しなければならない。 2) 大口価格の定義 大口価格とは、メーカー又は流通業者が継続的な取引関係にある建設業者及び資材加工業者等の大口需要者との間で取り引きされている大口需要渡し価格を言う。 3) 取引数量 取引数量は、対象となる流通段階における大口需要者との継続的な取引において、もっとも一般的とみなされる取引数量を基準とする。 4) 荷渡条件 原則として現場持ち込み価格とする。ただし、対象資材によって、これによりがたい場合は協議するものとする。

	5) 決済条件 決済条件は、現金決済を条件とする。なお、2ヶ月後払いは現金決済と同様とする。 6) 調査対象業者の選定 調査対象業者は、調査の目的に合った取引が集中する流通段階（生産者、問屋及び特約店）における取引業者を母集団とし、その中から対象資材の取引数量が多く、かつ信頼度の高い代表的な業者を選定する。 7) 調査方法 調査方法は、調査対象業者（生産者、商社等及び需要者）を訪問して行う「面接調査」および「電話調査」を基本とし、状況により「書面調査」を併用するものとし、そのうえで取引価格の妥当性を確認するものとする。 8) 調査対象資材 調査対象資材は、調査品目一覧表のとおり。 なお、価格調査において、物価資料に掲載されている材料と重複するものは本業務に含めないものとする。																										
(5) 調査価格決定条件	調査価格の決定は下記によるものとする。 ・調査価格の決定は、調査時点において取引の実例（実勢価格）が最も多かった価格によるものとする。なお、価格の決定においては、十分な審査を行ったうえ決定するものとし、その結果の整理・取りまとめを行い報告するものとする。 ・価格決定の条件について、調査職員から別途指示された場合、その指示に従うものとする。 ・決定単価は諸経費を含まないものとする。ただし、調査費等一部の経費を含む場合は、その旨を報告書に明示すること。なお、いずれの場合も消費税は含まないものとする。																										
(6) 調査回数	上下水道資材市場単価調査、上下水道施工単価調査の調査回数は年2回（7月、1月）以下のとおり実施（報告）するものとする。ただし、市場の変化を考慮し、協議により変更を行うこともある。 <table><tr><td></td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td></tr><tr><td>調査</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table>		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	調査				○						○		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月															
調査				○						○																	

3. 提出書類等

3. 1 提出書類及び成果品等

本業務の各工程において、下表に示す書類、本業務の履行に必要な書類等を必要数量作成し、提出期限までに遅延なく提出・納品のうえ、委託者の承諾を得ること。

提出書類及び成果品	数量	提出時期
業務計画書	1部	業務着手時
打合せ、説明資料、協議資料等	必要数量	適時
完了通知書	1部	業務完了時
成果物引渡書	2部	

成果品目録	1 部	
請求書	1 部	
成果品（調査報告書）	1 式	調査完了時（年 2 回）

- ・成果品は、所定のエクセル表に単価を入力したものとするが、委託者及び受託者協議のうえ、変更する場合がある。
- ・成果品数量の 1 式とは、次の紙及び電子媒体について、ファイル等に格納したものを 3 部とする。
紙媒体：ドキュメントを A 4 の帳票にし、ファイル等へ格納。
電子媒体：ドキュメントを CD-R、CD-RW 等に格納し、上記のファイル内に添付。
(ウイルスチェックを行うこと。)

4. その他

4. 1 ウィークリースタンスへの取組み

本業務は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、大分県が HP で公表している「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。

4. 2 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

4. 3 調査結果の取り扱い

報告書に掲載の単価については、一般に公表するものである。